

「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」の改正案に対する意見及びそれに対する考え方

総論

<p>意見1 「モバイル接続料算定に係る研究会」報告書を参考とし、モバイル市場の公正競争環境の整備に寄与する本改正案に賛同。</p>	<p>考え方1</p>
<p>■ 1頁 第3 接続料の算定方法に係る標準的な考え方及び算定根拠</p> <p>1 基本的な考え方</p> <p>(4) 接続料の算定期間等</p> <p>「電気通信事業分野における競争状況の評価 2012」で示されたように、携帯電話のデータ接続料が年々急激に減少している現状を考えた場合、前年度における実績値を元にしたデータ接続料の算定により MVNO が MNO に比べ不利な立場にあるとの指摘が平成 25 年 6 月の「モバイル接続料算定に係る研究会」報告書においてもなされており、これを是正するための本改正については、全面的に賛成いたします。</p> <p>(テレコムサービス協会)</p> <p>■ 今回のガイドラインの改定案（下欄）は、電気通信市場における MNO と MVNO との公正競争の整備に寄与するものと考えられます。</p> <p>本ガイドラインの改定案に賛同し、ガイドラインの運用についての要望を致します。</p> <p>下表は、NTTドコモ殿の第2種卸Xiサービス提供料金の推移を示したのですが、毎年大幅な値下げが繰り返されています。例えば、2011 年度から 2012 年度では、GTP 接続の場合：41.2%、GTP 以外の場合：31.3%です。</p>	<p>■ 本改正案に賛同の御意見として承る。</p>

品目	年度					単位:円/月
	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	
GTP接続する場合	12,671,760	9,396,038	7,458,418	4,843,632	2,846,478	
前年度から値下げ率		-25.9%	-20.6%	-35.1%	-41.2%	
GTP接続以外による場合	14,414,934	12,567,408	8,889,321	5,371,852	3,691,297	
前年度から値下げ率		-12.8%	-29.3%	-39.6%	-31.3%	

現状の接続料は、前年度の実績値に基づき算定されますが、接続料金が毎年大幅に値下げされている状況下において、MNOは当年度の原価（値下げ後）に基づくサービス提供が可能です。しかし、MVNOは前年度の割高な原価に基づくサービス提供になる問題とキャッシュフロー問題が存在します。今回の改定は、それらの問題を解消するための一つの解になると考えられます。

(フュージョン・コミュニケーションズ)

■ 改正案全体に対する意見

今般の改正案における方向性につき、賛成します。今般の改正案は、平成25年7月に取りまとめられた「モバイル接続料算定に係る研究会」報告書において、モバイル分野の活性化とそのための公正な競争環境の整備、とりわけ携帯電話市場の寡占状態を踏まえたMVNOの市場参入促進や競争環境整備の重要性という観点から、MNOと比較してMVNOが競争上不利な状態に置かれている可能性を認め、早急に検討を進めることが望ましいとされた点を反映すべく提案されたものであることから、今後のモバイル分野の成長の一翼を担うMVNOの競争環境の整備に資するものであり、また数多存在するモバイルデータ接続料算定に関する課題の内、早期に解消可能な課題に対して対応されている点で、歓迎すべきものと考えます。

(日本通信)

■ 「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」の改正案に賛同します。

本改正案は、「モバイル接続料算定に係る研究会報告書」（平成25年6月公表）において指摘されているMNOに対してMVNOが不利な競争条件を是正するものであって、モバイル市

<p>場における公正競争環境の確保に資するものと考えます。 (ケイ・オプティコム)</p>	
<p>意見2 個別の事業者間紛争が発生している状況を踏まえ、ガイドラインの考え方の明確化を図るべき。</p>	<p>考え方2</p>
<p>■ 1. 基本的な考え方</p> <p>当社は、MNOとして、ユーザ利便性向上や移動体通信市場の活性化に向け、MNOとMVNOの相互発展に寄与すべく取り組んでいくことが重要な役割であると考えております。今回、モバイル接続料算定に係る研究会（以下、「研究会」）の検討結果を参考として、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドラインの改正案（以下、「本ガイドライン改正案」）」に対する意見募集がなされたところですが、本年度、当社と一部MVNO事業者との間において、当社パケット接続料の適正性を巡る紛争処理の手続きが行われる等、依然として当該ガイドラインの記載内容が不明確な点に起因して事業者間紛争が発生している状況を踏まえ、当社としては、本ガイドライン改正案において一定の考え方につき、明確化を図るべきものと考えます。 (NTT ドコモ)</p>	<p>■ 個別の事業者間紛争が発生している状況を踏まえ、ガイドラインの考え方の明確化を図るべきとの御意見については、今後の検討の参考として承る。</p>
<p>意見3 当年度実績の予測は困難であり、過度な負担をMNOに与えないよう留意が必要。今後の接続料の推移等を見据えて当年度実績を用いない場合の基準も早期に検討すべき。</p>	<p>考え方3</p>
<p>■ また、本ガイドライン改正案は、研究会報告書において、「接続料が毎年低下する状況では、当年度の低い原価を視野に置いた事業展開が可能なMNOと比較してMVNOは競争上不利な状態に置かれている可能性がある。」ことを理由に「前年度の実績値に替えて当年度の実績値を用いることにより、MVNOの競争環境を整備することが望ましい。」との提言から必要な規定整備を行ったものと考えております。</p> <p>この点、「当年度の低い原価を視野に置いた事業展開が可能なMNO」とありますが、そもそも当年度実績の確定値を当該年度中に把握することは不可能であることに加え、その予測も極めて困難です。また、研究会報告書においても、様々な課題がある旨の指摘も存在</p>	<p>■ 当年度実績の予測は困難であり、過度な負担をMNOに与えないよう留意が必要との御意見については、本改正案に示すとおり、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「二種指定事業者」という。）は「接続料の過去の増減トレンドを当てはめて得た額や接続料に一定の割引率を乗じた額等」を合理的な暫定値として設定することが望ましいとしており、暫定値について将来の原価等の予測</p>

<p>し、「携帯電話事業者の算定コストの抑制と接続料原価の算定の更なる適正化のバランスの観点も重要」とも示されているとおり、過度な負担をMNOに与えないよう留意いただく必要があると考えます。</p> <p>以上を踏まえれば、本ガイドライン改正案における主たる内容は、接続料が毎年急激に低下している現在の状況を捉えた時限的措置であると考えられることから、今後の接続料の推移等を見据え、当年度実績を用いない（原則である前年度実績を用いる）場合の一定の基準（目安）についても早期に検討すべきであると考えます。</p> <p>(NTT ドコモ)</p>	<p>値に基づく接続料の設定を求めるものではない。</p> <p>■ また、今後の接続料の推移等を見据えて当年度実績を用いない場合の基準も早期に検討すべきとの御意見については、今後の検討の参考として承る。</p>
<p>意見4 MVNO と MNO 間の競争上の公平性は慎重な議論が必要であり、MVNO は競争上不利と結論付けルール改正を繰り返すことは MNO の設備投資インセンティブを損なうもの。</p>	<p>考え方4</p>
<p>■ はじめに</p> <p>MVNO は MNO とは異なるビジネスモデルにより多様なニーズに応じた様々な形態のサービスを提供しており、独自の強みを活かした付加価値の高い創造的なサービスを提供する MVNO の参入は、モバイル市場全体の更なる活性化に資するものと考えております。</p> <p>一方で、今回の「二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）の改正案は、モバイル接続料算定に係る研究会（以下、「研究会」という。）の検討結果を踏まえてデータ接続料算定の基礎となる実績値の測定年度について整備を行うものと認識しております。研究会報告書には実績値の測定年度について、「接続料が毎年低下する状況では、当年度の低い原価を視野に置いた事業展開が可能な MNO と比較して MVNO は競争上不利な状態に置かれている可能性がある。」と記載されており、その内容を踏まえると、まずは、MVNO が競争上不利な状態に置かれているか否かを、改めて十分に議論を尽くす必要があると考えます。</p> <p>MNO は自ら設備投資をして運用しておりますので、当年度の原価を把握しやすい立場にあることは事実ですが、MNO でも当年度の原価をあらかじめ、又は当年度中に精緻に把握することは困難であり、過去実績に加えて当年度の不確定な傾向を僅かながら先行して把握できる程度にすぎません。また、この僅かに先行して傾向を把握できる点については、リスクを負っ</p>	<p>■ MVNO と MNO 間の競争上の公平性は慎重な議論が必要であり、MVNO は競争上不利であると結論付けルール改正を繰り返すことは MNO の設備投資インセンティブを損なうものとの御意見については、モバイル市場は、周波数の有限希少性等により新規参入に制約があり、競争を促進するためには、MNO のネットワークを利用して移動通信サービスを提供する MVNO の参入を促すことが重要である。そのためには、モバイル市場全体の発展の前提となるインフラを構築する MNO の設備投資インセンティブに留意しつつ、MVNO の事業環境を一層整備し、モバイル市場における公正な競争環境を整備することが必要であるところ、今後の検討の参考として承る。</p>

<p>て設備を自ら構築し運営する事業者と、投資をせずに他者の設備を利用する事業者との違いにすぎません。MNOは多大なリスクを負って膨大な設備投資のために多額の資金調達を行っている点に鑑みると、そのような投資リスクを負わないMVNOと比べ、一概にMVNOだけが競争上不利であるとは言い難いと考えます。</p> <p>このような点を踏まえ、MVNOとMNO間の競争上の公平性についてはまだまだ慎重な議論が必要であると考えており、その議論を抜きに「MVNOは競争上不利である」と結論付け、それを全ての拠り所としてルール改正を繰り返すような場合には、MNOの設備投資インセンティブを著しく損なうおそれがあるものと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	
---	--

各論

第3 接続料の算定方法に係る標準的な考え方及び算定根拠

(4) 接続料の算定期間等

意見5 実績原価方式を採用することは適当。今後もその枠組みを維持すべき。	考え方5
<p>■ 当社も含め各携帯電話事業者は、主にユーザ利便性向上の観点からネットワーク品質の維持・向上に取り組んでいるところです。</p> <p>一般の研究会報告書においても、データ接続料に係る考え方の検討・整理にあたっては、「モバイル市場全体の発展の前提となるインフラを構築するMNOの設備投資インセンティブにも留意することが必要である」とされているとおり、上記に係るコストが確実に回収できる仕組みを維持し、MNOの設備投資インセンティブに配慮することは、MNOのみならず、MNOのネットワークを利用してサービスを提供するMVNOにとっても重要であると考えます。</p> <p>こうした観点から、実績原価を採用することは適当であり、今後もその枠組みを維持すべきであると考えます。</p> <p>(NTT ドコモ)</p>	<p>■ 本改正案に賛同の御意見として承る。本改正案に示すとおり、データ伝送機能に係る「接続料の急激な変動があると判断される場合は、適用年度の当年度における実績値を基に行う。」ことが適当である。</p> <p>■ なお、今後もその枠組みを維持すべきとの御意見については、今後の検討の参考として承る。</p>

<p>意見6 接続料推移を含む今後の状況を踏まえ、当年度実績を用いない場合の一定の基準についても早期に検討すべき。</p>	<p>考え方6</p>
<p>■ 一方で、当年度における実績値を基に算定を行う基準は、「相当の需要の増加等により、当該機能に係る接続料の急激な変動があると判断される場合」とされ、その適用基準が曖昧で抽象的であると考えます。</p> <p>本方策は、接続料の算定は原則として前年度における実績値を基に行うところ、昨今の接続料が大きく低減している状況を捉えた時限的措置であると考えられることから、接続料推移を含む今後の状況を踏まえ、当年度実績を用いない（原則である前年度実績を用いる）場合の一定の基準（目安）についても早期に検討すべきであると考えます。</p> <p>(NTT ドコモ)</p>	<p>■ 考え方3後段と同じ。</p>
<p>意見7 現状の急激なデータ接続機能の低減傾向が緩和された場合には、適用年度の前年度における実績値を基に算定を行うべき。</p>	<p>考え方7</p>
<p>■ ガイドライン改正案に記載の通り、原則として接続料の適用年度の前年度における実績値を基に接続料の算定を行うものであり、データ伝送役務のレイヤ2接続機能及びレイヤ3接続機能の接続料についても、現状の急激な低減傾向が緩和された場合には、適用年度の前年度における実績値を基に算定を行うべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>■ 現状の急激なデータ接続機能の低減傾向が緩和された場合には、適用年度の前年度における実績値を基に算定を行うべきとの御意見については、本改正案は、データ接続機能に係る接続料の急激な変動があると判断されない場合において、適用年度の当年度実績値を基に行うことを求めるものではない。</p>
<p>意見8 適用年度の当年度における実績値を基に算定した接続料の適用可否は、当該接続料の算定が完了するときに判断されるべき。</p>	<p>考え方8</p>
<p>■ また、適用年度の当年度における実績値を基に算定した接続料の適用可否は、適用年度の当年度における実績値を基にした算定が完了するときに判断されるものであることは明確にする必要があると考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>■ 適用年度の当年度における実績値を基に算定した接続料の適用可否は、当該接続料の算定が完了するときに判断されるべきとの御意見については、本改正案に示すとおり、二種指定事業者は、「接続料の</p>

	過去の増減トレンドを当てはめて得た額や接続料に一定の割引率を乗じた額」等の考え方を採用するか否かをデータ通信役務の需要動向等を見込み、適用年度開始前に接続事業者に提示することが望ましい。
意見 9 二種指定事業者以外の事業者にとって事業活動に影響がでることが無いよう柔軟な制度の運用を要望。	考え方 9
<p>■ 接続料の算定期間は、「原則として当該接続料の適用年度の前年度における実績値を基に行うこと」が基本的な考え方であり、「相当の需要の増加等により、当該機能に係る接続料の急激な変動があると判断される場合」は、二種指定事業者の判断による付加的施策としての考え方が示されたものであり、二種指定事業者は市場動向等を勘案し、適用する算定期間を選択可能になるものと理解しております。</p> <p>なお、二種指定事業者以外の事業者にとっては、本改正によって更なる規制強化や規制コスト増加等の過度な負担につながりますので、事業活動に影響がでることが無い柔軟なスキームとしていただく必要があると考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	<p>■ 二種指定事業者以外の事業者にとって事業活動に影響がでることが無いよう柔軟な制度の運用を要望との御意見については、ガイドラインにおいて示すとおり、「二種指定事業者以外の携帯電話事業者についても、検証可能性に留意した上でガイドラインを踏まえた積極的な対応を行うことが適当」である。</p>
意見 10 「急激な変動」については、その基準が曖昧なまま MNO に恣意的に運用された場合、今般の改正が意味を成さなくなる恐れがある。各年度の接続料についての算定期間等の判断結果を総務省が公表することを要望。	考え方 10
<p>■ 本項で使用されている文言について、以下のとおり内容や用語の定義の明確化が必要であると考えます。</p> <p>1) 急激な変動</p> <p>ガイドライン上に明文規定がなく、また仮にこの基準が曖昧なまま MNO に恣意的に運用された場合、今般の改正が意味を成さなくなる恐れがあり、明確な定義が必要と考えます。例えば前年度との接続料の変動が10%程度であったとしても、MVNO は競争上不利な状態に置</p>	<p>■ 「急激な変動」については、その基準が曖昧なまま MNO に恣意的に運用された場合、今般の改正が意味を成さなくなる恐れがあるとの御意見については、二種指定事業者が、データ接続機能を利用して提供しようとする電気通信役務が、相当の需要の増加等により、当該機能に係る接続料の急激な変動が</p>

<p>かれるため、今般の改正の目的から鑑みると急激な変動に該当すべきであると考えます。</p> <p>また、変動率自体についても、「急激な変動」に該当するか否かにかかわらず、毎年度公表されるべきであると考えます。</p> <p>2) 判断される場合 当該判断を誰が行うのか、明確化を求めます。</p> <p>3) 上記判断を MNO が行う場合 上記判断が MNO においてなされる場合、「急激な変動」の定義については MNO と MVNO 間の協議と合意によってなされるべきであり、また競争環境の公平性と透明性の確保の観点からは、その定義の公表が必要であると考えます。</p> <p>4) 総務省における検証 上記 2) , 3) 項の結果にかかわらず、総務省が必要な検証を行うに当たっての「急激な変動」を含む判断基準が公開され、またその判断基準に従って、各年度の接続料についての算定期間等の判断結果を総務省が公表することを要望します。 (日本通信)</p>	<p>あると判断する場合は、適用年度の当年度における実績値を基に行うことを規定しており、総務省は当該事業者の判断について適正性等の観点から必要な検証を行う。</p> <p>■ また、各年度の接続料についての算定期間等の判断結果を総務省が公表することを要望との御意見については、今後の検討の参考として承る。なお、総務省としては、直近のデータ通信役務の需要動向等を踏まえれば、ガイドライン改正後、適用年度の実績値を基に接続料の算定を行われることを想定している。また、二種指定事業者は、適用年度の実績値を基に接続料の算定を見込む場合は、事業者間協議において合理的な暫定値の設定に係る考え方や基礎となる数値等について、接続事業者十分に説明を行うことが望ましい。</p>
--	--

第5 事業者間協議における留意事項

(5) 接続料の精算方法

<p>意見 11 合理的な暫定値の設定の考え方が例示されたことは適当。</p>	<p>考え方 11</p>
<p>■ 接続料の算定作業には相当程度の期間や稼働が必要であり、適用年度開始までに接続料を確定値として算定することができないという点は、正にその通りであり、ガイドライン改正案で示された考え方に賛同致します。</p> <p>スマートフォンの爆発的普及等の技術革新により、ネットワークの態様やユーザの利用方法が変化している現状において、接続料の正確な将来予測は極めて困難であると考えます。</p>	<p>■ 本改正案に賛同の御意見として承る。</p>

<p>この点、本ガイドライン改正案において、合理的な暫定値の設定については、接続料の過去の増減トレンドを当てはめて得た額や接続料に一定の割引率を乗じた額等とする考え方が例示されたことは適当であると考えます。</p> <p>(NTT ドコモ)</p> <p>■ 次に、暫定値の水準設定について、当年度の実績を事前に予測して算定することは不可能であり、算定コストを抑止するためにも、ガイドライン案に記載されたような簡便な方法で設定する点について賛同いたします。</p> <p>(KDDI)</p>	
<p>意見 12 本方策は比較的小規模な MVNO 事業者向けキャッシュフロー負担軽減策と理解。</p>	<p>考え方 12</p>
<p>■ 本方策は、先般の研究会報告書にも記載のあるとおり、「接続料が低下する局面にあつては、キャッシュフローの面で過大な負担がMVNOに課されることとなり」、「MVNOには比較的小規模な事業者が多いことを併せ考えれば」、「必ずしも望ましい状態とは言えない」とし、導入が検討されている方策であると考えております。上記を踏まえれば、本方策は、比較的小規模なMVNO事業者向けのキャッシュフロー負担軽減策であると理解しております。</p> <p>(NTT ドコモ)</p>	<p>■ 本方策は比較的小規模な MVNO 事業者向けキャッシュフロー負担軽減策と理解との御意見については、本改正案に示すとおり、「接続事業者にキャッシュフローの面で過大あるいは不公平な負担が課されないよう方策」を講じることが望ましく、比較的小規模な MVNO 事業者向けのキャッシュフロー負担軽減策と限定するものとは規定していない。</p>
<p>意見 13 当年度実績に基づく接続料を採用するか否かについては、暫定値の設定段階においては未確定のため、「適用年度の実績値を基に接続料の算定を行うことが見込まれる場合」に変更が適当。</p>	<p>考え方 13</p>
<p>■ 一方で「適用年度の実績値を基に接続料の算定を行う場合は、(中略)合理的な暫定値を用いる」との記載は、「合理的な暫定値」を採用する段階で当該年度において、当年度実績に基づく接続料の採用が決定している前提になると考えます。</p> <p>しかしながら、本ガイドライン改正案にも記載のとおり、接続料の「算定作業のために相</p>	<p>■ 当年度実績に基づく接続料を採用するか否かについては、暫定値の設定段階においては未確定との御意見については、本改正案に示すとおり、二種指定事業者は、データ伝送機能に係る接続料の急激な変</p>

<p>当程度の期間が必要」であり、当年度実績に基づく接続料算定は、当該年度終了後（翌年度）とならざるを得ないところ、算定した結果としての接続料水準が、前年度と比較し上昇する場合や、急激な変動がない場合等、本ガイドラインの第3（4）に示す考え方に合致しないケースが発生することが想定されます。</p> <p>つまりは、当年度実績に基づく接続料を採用するか否かについては、暫定値の設定段階においては未確定であることから、「適用年度の実績値を基に接続料の算定を行う場合」ではなく、「適用年度の実績値を基に接続料の算定を行うことが見込まれる場合」との記載に変更するのが適当であると考えます。</p> <p>(NTT ドコモ)</p>	<p>動があると判断される場合は、「適用年度の当年度における実績値を基に行う。」としているところ、二種指定事業者は、適用年度の暫定値の設定に当たっては、適用年度の実績値を基に接続料の算定を行うことが見込まれるか否かを判断の上、「接続料の過去の増減トレンドを当てはめて得た額や接続料に一定の割引率を乗じた額」等の考え方を適用年度の開始前に事業者間協議において接続事業者に提示することが望ましい。また、総務省は、二種指定事業者の当該判断について必要な検証を行う。</p>
<p>意見 14 暫定値による精算は過去の接続料の推移を踏まえ、接続料の算定期間について適用年度の実績値を基に接続料の算定を行うことが見込まれる場合に取り入れるべき。</p>	<p>考え方 14</p>
<p>■ 前述のとおり、当年度実績による算定が完了して初めて当年度実績による接続料の適用要否が判断されることとなり、本来“合理的な暫定値”（以下「暫定値」という。）の適用も事前には判断できないこととなります。従い、暫定値の適用要否は、当年度実績の適用要否とは別に判断される必要があると考えており、暫定値による精算は、過去の接続料の推移を踏まえて、接続料の算定期間について適用年度の実績値を基に接続料の算定を行うことが見込まれる場合に取り入れるべきと考えます。</p> <p>■ しかし、当年度実績適用及び暫定値の運用にあたっては課題が大きく2点あると考えます。</p> <p>1、最終的な接続料の確定時期は、当年度実績による算定が完了するまで最大2年程度かかるため、厳密にはこの間、MVNO、MNOともに確定値をもとにした決算への計上ができないこととなります。特にMVNOは事業規模に比して接続料の精算金額の割合が高い場合が想定され、</p>	<p>■ 暫定値による精算は過去の接続料の推移を踏まえ、接続料の算定期間について適用年度の実績値を基に接続料の算定を行うことが見込まれる場合に取り入れるべきとの御意見については、本改正案に示すとおり、二種指定事業者は、データ伝送機能に係る接続料の急激な変動があると判断される場合は、「適用年度の当年度における実績値を基に行う。」としているところ、二種指定事業者は、適用年度の暫定値の設定に当たっては、適用年度の実績値を基に接続料の算定を行うことが見込まれるか否かを判断の上、「接続料の過去の増減トレンドを当てはめて得た額や接続料に一定の割引率を乗じた額」等の</p>

そのような運用は現実的ではないと考えます。従い、何がしかの数値を持って、適用年度の決算計上を行う必要があります。

2、当年度実績による適用要否が最終的に判断される時期は、前述のとおり、当年度の実績での算定が完了する最大2年程度先になりますが、結果として当年度実績算定が適用されない可能性も踏まえた運用を検討する必要があります。特に暫定値の設定水準によっては、2年後の清算時にMVNO、MNO双方の経営に多大な影響を与えかねず、その水準設定にあたっては十分な考慮が必要となります。

これらの課題を踏まえると、おのずと以下のような運用にならざるを得ないと考えます。

- ・まず、暫定値は、結果的に当年度実績が適用されない（＝前年度実績が確定値となる）可能性を踏まえ、前々年度実績算定の結果をベースとして1年分の変動を簡便な方法で導いた数値とする。
- ・次に、適用年度の決算は、前年度実績による数値と暫定値との差額を清算した上で、前年度実績による数値で決算計上する。
- ・当年度実績算定が完了し、当年度実績適用の判断がなされた場合には、再度、前年度実績による数値と、当年度実績による数値の差額を清算し、その清算金額は、適用年度の翌年の決算の中で適切に処理する。

このような運用により、MVNO、MNO双方の経営への影響を最小化し、根拠のある決算計上を実現し、最終的には当年度実績の算定結果についても確実に反映することが可能であると考えます。

また、MNOのコスト回収の確実性及び、債権保全の観点から、以下の点についてガイドライン上で明確化していただくことを要望いたします。

1、本運用に伴って接続料の差分を清算するにあたり、仮に接続料が上昇する場合には、追加請求が必要となるため、この場合の清算が円滑になされるよう、MVNOは追加請求に応じる必要があること。

2、例えば暫定精算中に接続を中止する場合を考慮して、予め接続中止時の精算方法についてMVNOとの契約で定めること。

考え方を適用年度の開始前に事業者間協議において接続事業者に提示することが望ましい。また、総務省は、二種指定事業者の当該判断について必要な検証を行う。

- なお、当年度実績適用及び暫定値の運用については、本改正案は事業者間の精算方法について一意に定めることを意図するものではないが、事業者間協議において、二種指定事業者と接続事業者間で暫定値の精算方法のプロセスについて認識を十分に共有することが望ましい。

(KDDI)	
意見 15 接続料の精算方法については、暫定値が適用された後、適用年度の実績値を基にした接続料算定の採用が確定する運用になるものと認識。	考え方 15
<p>■ 本ガイドライン改正案「第5 事業者間協議における留意事項（5）接続料の精算方法イ」において、「接続料の算定期間について適用年度の実績値を基に接続料の算定を行う場合は、暫定的な支払額として、前年度適用接続料に替えて合理的な暫定値を用いる」と追加されております。本規定は、適用年度の実績値を基に接続料の算定を行うことが確定したことを受けて、合理的な暫定値を用いることができると解されます。</p> <p>一方実際には、当該暫定値は、適用年度の実績値を基にした接続料の算定を実施するという見込みに基づき採用されます。この結果、当該暫定値が適用された後、適用年度の実績値を基にした接続料算定の採用が確定する運用になるものと認識しております。</p> <p>(ソフトバンクモバイル)</p>	<p>■ 接続料の精算方法については、暫定値が適用された後、適用年度の実績値を基にした接続料算定の採用が確定する運用になるものと認識との御意見については、本改正案に示すとおり、二種指定事業者は、データ伝送機能に係る接続料の急激な変動があると判断される場合は、「適用年度の当年度における実績値を基に行う。」としているところ、二種指定事業者は、適用年度の暫定値の設定に当たっては、適用年度の実績値を基に接続料の算定を行うことが見込まれるか否かを判断の上、「接続料の過去の増減トレンドを当てはめて得た額や接続料に一定の割引率を乗じた額」等の考え方を適用年度の開始前に事業者間協議において接続事業者に提示することが望ましい。また、総務省は、二種指定事業者の当該判断について必要な検証を行う。</p> <p>■ なお、本改正案は事業者間の精算方法について一意に定めることを意図するものではないが、事業者間協議において、二種指定事業者と接続事業者間で暫定値の精算方法のプロセスについて認識を十分に共有することが望ましい。</p>
意見 16 暫定値の設定は事業者間協議の結果、暫定値の水準が各事業者間で異なることが否	考え方 16

<p>定されるものではない点を確認を要望。</p>	
<p>■ また、接続料の将来予測が困難な状況を踏まえれば、暫定値の設定にあたっては、当社及びMVNO事業者双方がそれぞれリスクテイクすることとなります。</p> <p>なお、本方策の実施にあたっては、MVNO事業者の事業運営状況等によって、そのリスクテイクの度合いは一律とならず、また、実施の有無や実施方法等については事業者間協議に委ねられることから、協議の結果、暫定的な支払額として設定する暫定値の水準が各事業者間で異なることが否定されるものではない点を確認しておきたいと考えます。</p> <p>(NTT ドコモ)</p>	<p>■ 暫定値の設定は事業者間協議の結果、暫定値の水準が各事業者間で異なることが否定されるものではない点を確認したいとの御意見については、事業者間協議の結果、暫定値の水準がMVNO間で異なることは直ちに否定されるものではないが、事業者間協議においては、暫定値及びその設定の考え方の説明について特定の者に対し不当な差別的取扱いを行うことがないように留意が適当である。</p>
<p>意見 17 本ガイドライン改定がより実効的に運用されるよう、時間的な関係の明確化を要望。</p>	<p>考え方 17</p>
<p>■ 尚、本ガイドラインの改定がより実効的に運用されるよう、以下の事項を要望します</p> <p>1. 改定内容の明確化について</p> <p>以下の各事項について時間的な関係を明示して頂きたい。(参照：下表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 接続料の算定期間は、利用料の適用年度における実測値基に行うことができる。 ・ 適用年度の接続料の確定までは、暫定値による支払いが可能である。 ・ 当該年度の接続料が確定した場合は、速やかに精算をすることが適当である。 	<p>■ 本ガイドライン改定がより実効的に運用されるよう、時間的な関係の明確化を要望との御意見については、本改正案は事業者間の精算方法について一意に定めることを意図するものではないが、事業者間協議においては、二種指定事業者は、適用年度の実績値を基に接続料の算定を見込む場合は、事業者間協議において合理的な暫定値の設定に係る考え方等について、接続事業者に十分に説明を行うことが望ましく、暫定値の精算方法のプロセスについても認識を十分に共有することが望ましい。</p>

暫定値の提示・説明時期、暫定値の適用時期及び精算時期について					
	前年度 N-1	当該年度 N	翌年度 N+1	N+2	N+3
暫定値(N年度に適用)		MNOから暫定値(N年度)の提示・説明	確定値(N年度)と暫定値(N年度)との精算		
暫定値(N+1年度に適用)		MNOから暫定値(N+1年度)の提示・説明	確定値(N+1年度)と暫定値(N+1年度)との精算		
暫定値(N+2年度に適用)			MNOから暫定値(N+2年度)の提示・説明	確定値(N+2年度)と暫定値(N+2年度)との精算	

「ガイドラインでは、接続料の確定後、速やかに精算することが、適当である」のみです。例えば、翌年度の第3四半期とか時期を明確する必要があります。

MNOからの提示・説明時期が明確ではありません。例えば、前年度の第4四半期とか時期を明確する必要があります。

(フュージョン・コミュニケーションズ)

意見 18 MNO が設定する暫定値の精度は重要事項。MNO の HP 等への掲載により第三者が確認できることが重要。

- 2. 暫定値の高精度化（確定値との暫定値の精算額の最小化）
MVNOには暫定値が、当該年度の営業施策及びキャッシュフローに直結するため、MNOが設定する暫定値の精度は重要事項です。この暫定値の精度を確保するため、「ガイドライン（5）接続料の精算方法 ウのMVNOへの十分な説明」だけでなく、総務省への算定プロセス・結果の報告及びMNOのHP等への掲載により、第三者が確認できることが重要と考えます。

(フュージョン・コミュニケーションズ)

- なお、接続料の暫定値に関する情報の取り扱いについては、特段の定めがないところですが、事業者間の公平性を確保する観点から、二種指定事業者に対して当該情報の公表義務を

考え方 18

- MNO が設定する暫定値の精度は重要事項との御意見については、考え方 3 前段のとおり。
- また、MNO の HP 等への掲載により第三者が確認できることが重要との御意見については、今後の検討の参考として承る。

<p>課すことや総務省殿への報告義務を課すこと等により、暫定値情報の透明性を確保する措置を講じていただくよう要望します。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p>	
<p>意見 19 暫定値の「考え方の妥当性について協議を行うことが求められる」と規定を変更すべき。</p>	<p>考え方 19</p>
<p>■ 「接続事業者に十分に説明を行うことが望ましい。」を、「接続事業者に十分に説明を行い、考え方の妥当性について協議を行うことが求められる。」に変更すべきであると考えます。</p> <p>現在の案によれば、その考え方の妥当性につき MVNO 側から異論があったとしても、その説明さえすれば MNO としては協議に応じる必要はなく、その結果、暫定値のみを提示される場合と同様に、MVNO としては妥当性や公平性が不透明なままでの事業運営が強いられることとなります。</p> <p>(日本通信)</p>	<p>■ 暫定値の「考え方の妥当性について協議を行うことが求められる」と規定を変更すべきとの御意見については、本改正案に示すとおり、二種指定事業者は「接続料の過去の増減トレンドを当てはめて得た額や接続料に一定の割引率を乗じた額」等の考え方により合理的な暫定値を設定の上、その設定に係る考え方や基礎となる数値等について、接続事業者十分に説明することが望ましい。</p>

その他

<p>意見 20 現行の接続料は接続約款制度に照らして一定の合理性があることが適当。二種指定事業者の予見可能性を与える観点からガイドラインの明確化を図るべき。</p>	<p>考え方 20</p>
<p>■ 事業法ならびに本ガイドライン改正案において規定されているとおり、接続料は、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えてはならない」とされ、これに反する場合は、接続約款変更命令や、業務改善命令の対象となるとされているところ、需要を ISP 側とし、また、接続固有に発生する費用（直課コスト）は直接の受益者である MVNO 事業者がその便益の程度に応じて負担するとの考えに基づき算定された当社の現行パケット接続料は、現時点において、接続約款変更命令や業務改善命令の対象となっていないことを踏まえれば、現行の接続約款制度に照らし、一定の合理性があると考えのが適当であると考えます。</p>	<p>■ 現行の接続料は接続約款制度に照らして一定の合理性があることが適当との御意見については、二種指定事業者が届け出た接続約款が電気通信事業法第 34 条第 3 項第 4 号等に規定する変更命令の対象とならない以上、同接続約款が引き続き有効なものとして扱われると解することが適当である。</p> <p>■ また、二種指定事業者の予見可能性を与える観点</p>

<p>当該ガイドラインの目的としては、「ガイドラインに示す算定方法に係る標準的な考え方（中略）を示すことにより、どのような場合に接続約款変更命令を行う可能性があるのかについて二種指定事業者に一定の予見可能性を与えることを目的としている。」旨記載されております。</p> <p>上記を踏まえ、当社も含めた二種指定事業者に対して、本ガイドライン改正案の目的である、一定の予見可能性を与える観点からも、例示等により一定の明確化を図るべきであると考えます。</p> <p>(NTT ドコモ)</p>	<p>からガイドラインの明確化を図るべきとの御意見については、今後の検討の参考として承る。</p>
<p>意見 21 今後も MVNO の事業予見性を確保するための措置が必要であり、接続料の適正性・公平性確保が損なわれるような場合は根本的な制度枠組の見直しを要望。</p>	<p>考え方 21</p>
<p>■ 本改正によって、MVNO にとって不利な競争条件が一定程度是正されるものの、接続料の推移は、MVNO の事業展開に大きな影響を与えるものであることから、今後、さらなる競争促進を図るためには、本改正による措置にとどまらず、MVNO の事業予見性を確保するため、次のような措置についても検討し、適宜、導入していく必要があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 二種指定事業者から接続事業者に対して暫定値を提示する時期の前倒し ➢ 実際原価方式から将来原価方式への移行 <p>なお、本ガイドライン改正後、データ接続料算定の適正性・公平性の確保が損なわれ、十分に競争が促進されない場合には、本ガイドラインをさらに見直す、もしくは、現行の二種指定制度を一種指定制度並みに厳正化する等、根本的に制度枠組みを見直すことを要望します。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p>	<p>■ 今後も MVNO の事業予見性を確保するための措置が必要であり、接続料の適正性・公平性確保が損なわれるような場合は根本的な制度枠組の見直しを要望との御意見については、今後の検討の参考として承る。</p>